

1 策定する関連計画

「健康増進計画」、「食育推進計画」及び「自殺対策計画」を一体的に策定する。

計画名	法的根拠	市計画の策定義務
(1)健康増進計画	①健康増進法	努力義務
	②春日井市健康づくり及び地域医療の確保に関する基本条例	義務
	③春日井市歯と口腔の健康づくり推進条例	
(2)食育推進計画	食育基本法	努力義務
(3)自殺対策計画	自殺対策基本法	義務

2 本市計画の期間

計画名	計画期間	平成										令和					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6~
(1) 健康増進計画	※	新かすがい健康プラン 21(※の改定版)				かすがい健康計画 2023 → 改定版										(仮称) 心と体 のかす がい健 康計画	
(2) 食育推進計画		春日井市食育推進計画															
(3) 自殺対策計画												春日井市自殺対策計画					

※かすがい健康プラン(計画期間:平成16年度~平成25年度、平成22年度から「新かすがい健康プラン」に改定)

3 (仮称)心と体のかすがい健康計画 2024-2035の策定内容

